

令和元年

第5回国立市農業  
委員会総会議事録

国立市農業委員会

## 令和元年第5回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和元年5月24日 午前10時開会  
午前11時閉会

2. 場 所 国立市役所2階 議会委員会室

出席者

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1. 遠藤 利光  | 2. 遠藤 久  | 3. 北島 義昭 |
| 4. 小鹿倉 薫  | 5. 佐伯 達哉 | 6. 佐伯 雅宏 |
| 7. 佐藤 満雄  | 8. 澤井 武  | 9. 関 藤子  |
| 10. 田中 賢治 |          |          |

事務局

事務局長 関 慎一	事務局長補佐 関 吉孝
農政係主任 冷水 英介	農政係主事 吹春 雄章
嘱託員 澤田 恵美子	

3. 議事録署名委員の指名

4. 協議事項

- (1) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律  
第3条第1項の規定による特定農地貸付の承認申請 2件
- (2) 稲作体験学習会について
- (3) 第39回農業後継者顕彰事業の実施及び第59回企業的農業経営顕彰事業の実施について
- (4) 平成31年度新規就業奨励事業に係る新規就業者の推薦について

5. その他

【北島会長】 おはようございます。定刻になりましたので5月総会を始めさせていただきます。先日13日は種まきご苦労様でした。お蔭様で、芽が出ているところもあるということです。では、始めさせていただきます。議事録署名委員の指名は、5番、佐伯達哉委員と6番、佐伯雅宏委員にお願いします。協議事項は(1)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による特定農地貸付の承認申請について、2件、よろしくお願いします。

【事務局】 1ページ目をご覧ください。本件に関しては、市民農園の開設に当たり承認申請が行われたものとなっています。申請者については記載のとおりとなっています。また、添付資料については、貸付規程、特定農地貸付の用に供する農地の位置及び付近の図面、貸付協定となっています。裏面をご覧ください。特定農地貸付規程です。この規程は、国立市の「市民農園」に関する基本方針に基づき、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に農園所有者が行なう特定農地貸付の実施、運営に関し必要な事項を定めています。また、貸付主体に関しては、開設者及び開設者が指定する者が実施するものとなっています。貸付条件としまして、貸付期間、貸付に係る賃料は記載のとおりとなっています。貸付を受ける者は、賃料を期日までに開設者及び開設者が指定する者に支払うこととなっています。4ページ目をご覧ください。こちらは貸付対象農地となっています。所在、地番、面積等は記載のとおりとなっています。また、5ページ目は、特定農地貸付の用に供する農地の位置及び付近の図面となっています。6ページ目をご覧ください。こちらは貸付協定となっています。目的としては、国立市の市民農園に関する基本方針に基づき、開設者及び国立市は市民農園の用に供する農地の適切な管理運営の確保、特定貸付農地が周辺農地に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付を中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保を図る事項を協定することになっています。こちらに関しては、市と開設者で既に結ばせて頂いています。また、注記として7ページをご覧ください。7ページの第5の2の部分に、開設者は、特定農地貸付を廃止する場合には、3ヶ月の予告期間をおいて行うものとしています。また特定農地貸付を中止若しくは廃止などする場合には、農業委員会に情報提供するようというこの取り決めになっています。1件目の事項については以上です。よろしくありません。

【北島会長】 ありがとうございます。皆さんから何かありますか。

【佐藤委員】 1区画はどのくらいの面積ですか。

【事務局】 15㎡ほどと聞いています。

【北島会長】 よろしいでしょうか。なければ次へ行ってもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、次をお願いします。

【事務局】 9ページ目をご覧ください。こちらも先ほどと同じ特定農地貸付の市民農園の開設に係る承認申請書となっています。申請者はご覧のとおりとなっています。1件目の市民農園の申請と異なる点としては、まず10ページ目の貸付条件の部分で、貸付に係る賃料は、記載のとおりとなっています。また、貸付を受ける者は、賃料を期日までに開設者及び開設者が指定する者に支払うものと

なっています。12ページ目をご覧ください。こちらは市民農園を開設する場所の別表となっています。所在、地番、地目、面積、貸付主体が既に有している権利に基づくものに関しては以下のようになっています。13ページは貸付承認申請農地の地図となっています。また、14ページにある貸付協定を既に市と結んでいまして、内容等に関しては、先ほど1件目の貸付協定と同じ内容となっています。

【事務局】 補足させていただきますが、こちらの市民農園については、現在、開設がもう既にされていまして、地権者の相続に伴い再度申請を頂いているものです。よろしくお願いいたします。

【北島会長】 これは多分皆様ご承知と思います。相続に伴い再度申請をしないといけないものですか。

【事務局】 申請については記載のとおり出して頂く必要があります。

【北島会長】 皆さんから何かありますか。

【田中委員】 これも面積は同じように15㎡ですか。

【事務局】 10㎡ほどと聞いています。

【田中委員】 1区画当たりの賃料に関しては何の規約もないのですか。貸すほうが決めていいということですか。

【事務局】 特段の取り決め等はありません。

【北島会長】 よろしいでしょうか。よろしければ次へ行きます。(2) 稲作体験学習会についてよろしくお願いいたします。

【事務局】 17ページ目をご覧ください。こちらは国立市教育委員会から頂いた通知となっています。令和元年度稲作体験学習会への協力についてということで、実施日が、田植えが6月21日(金)、予備日が6月28日(金)となっています。また、稲刈りの実施日も予定されていまして、10月3日(木)、予備日が10月8日(火)となっています。実施小学校としては国立市立小学校全8校が参加予定となっています。対象学年が例年どおり第5学年、計507参加する予定となっています。18ページ目をご覧ください。こちらにも国立市教育委員会から頂いた稲作体験学習会の留意事項となっています。9時からの部分は例年どおり指定された場所に整列し、城山さとのいえ横の場所になると思いますが、3校そろってオープニングセレモニーに参加することになっています。また、10時、11時からの回は、体験水田の準備ができた旨、連絡を受け次第、一度集合し、指導主事から簡単な説明を聞くことになっています。また、体験水田への移動として、①1列で歩くよう指導し、②担当者の指示に従い、サンダルを用水路付近に並べ、裸足になって体験田に移動するという例年の形どおりになっています。19ページ目をご覧ください。こちらは体験終了後、例年どおりですが、①裸足で集合場所付近の用水路に行き、足を洗い、サンダルを履いて戻り、②農協から支給されたスポーツドリンクを引率教員が児童に配布し、③準備ができた学校から随時学校へ向かうことになっています。また、全体でお礼を言いたい場合は、集合場所にいる農協担当者に対応をお願いすることになっています。また、雨天時の場合は、当日7時の段階で、職員及び指導主事が協議し、実施しない場合、ファクシミリにて学校に連絡することになっています。予備日が延期となった場合は中止という形になっています。また、4のバス利用としましては、二小が帰りのみ利用で、四小、八小が行き帰り利用ということになっています。続いて20ページ目をご覧ください。こちらにも教育委員会から頂いた実施予定表となっています。午前9時から三小、五小、八小がこちらへ来て、苗の持ち帰り希望としては五小のみとなっています。また、撮影NGとしては、五小が2組、八小が1・2組という形にな

っています。午前10時からとしては、四小、六小、七小が来ることになっています。こちらは全3校が苗の持ち帰りを希望していて、撮影NGとしては1・2組となっています。また、午前11時は、最後は二小、一小ということで、こちらは苗の持ち帰り希望がなしということで、また撮影NGが第二小学校の1組となっています。21ページ目をご覧ください。こちらは昨年との変更点の部分となっています。当日の動きとして、①農業委員会は城山公園に8時30分に集合、こちらは例年どおりの形で、児童たちは広場に並ばせます。集合場所は、例年どおり、この部分になる予定です。②9時よりセレモニーが開始され、セレモニー終了後、赤矢印線の経路で水田に移動して作業を行うこととなっています。また、③の部分が特に変更点ですが、作業終了後は赤矢印線の経路で広場に戻るようになっていて、足は公園内に流れる用水や城山さとのいえの水道で洗うことになっています。去年はヤクルトの前を通って帰ることになっていたのですが、今年は用水の工事を行ったということで、赤矢印線の経路で帰ることができるようになっていきますので、ご承知ください。続いて22ページをご覧ください。こちらは時間割当表となっています。午前9時から午前12時まで、各小学校に対して農業委員と支部長について割り振りをさせて頂きました。北島会長は例年どおり担当者に含まないということで、支部長の参加については北島会長から農協の国立支店にお願いして頂いています。続いて23ページ目をご覧ください。こちらは実施に係る留意事項となっています。例年どおり3点留意して頂けたらと思います。まず1点目に、担当の組を集合場所まで迎えに行き、引率をお願いします。円滑に作業を行うため、各組の集合時間になりましたら城山さとのいえ横広場の児童集合場所まで行き、田んぼまで引率してきて頂きますようお願いいたします。2点目として、第二・第四小学校の作業については、早目に終わるようにご協力をお願いします。こちらに関しては、給食の時間があるということで、また遠距離から来るということがあり、9時台、10時台の作業が早目に終わった方々は、第二・第四小学校の担当でなくても、なるべく両校の作業のお手伝いをして頂きますようお願いいたします。特に第二小学校に関しては、11時から12時までということで、特に注意して頂きますよう、よろしく申し上げます。最後に、児童を体験水田まで誘導する際の動線ということで、水田の東側を通り、水田の南側から進入するように誘導をお願いします。その際に水田側の車線に農業者の方の車両が駐車してあると、児童を誘導する際の妨げとなるため、車両の駐車は反対側の車線をお願いします、誘導する動線を確保するようお願いいたします。以上、稲作体験学習会についてご説明させて頂きました。ご協議をよろしくお願いいたします。

【北島会長】 ありがとうございます。児童が工事で作ってもらったU字溝で足を洗うという作業があるのですが、U字溝に入るのに深いから滑るのではと思って心配しているのですけれども、その辺はどうかのでしょうか。何かつかまるものでもあればいいけれども、そのままつると滑ってU字溝が何かにぶつけてしまうことが心配されます。別に何でもなければいいのですが、怪我をしないけません。足がぬるぬるしているから滑りやすいと思います。1回やってみないとわからないですね。

では、今年はU字溝で足を洗ってさとのいえまで赤い動線で行くという形でいいですか。ただ、子どもたちに注意してもらわないといけないので。

【田中委員】 サンドルで来て、裸足で歩いてくるわけではないですね。

【関委員】 サンドルは、こちらに置くとさっき言っていたような気がします。帰るのがこっちだったら、サンドルはどうするのでしょうか。

【田中委員】 ここは日が当たると歩くのに結構コンクリが熱いではないですか。

【事務局】 サンドルについては、裸足になって体験水田に移動するというので、公園の用水路付

近に並べて裸足で移動します。裸足で体験水田に来て、公園に戻って洗って、サンダルを公園のところで履いて帰ります。

【関委員】 熱くないですか。サンダルを履いて歩くのではないですか。

【事務局長】 去年も一昨年もそうしています。今年は防草シートもないので、アスファルトではなくて草の上を歩いてもらおうと思っています。

【関委員】 わかりました。

【田中委員】 工事をやったばかりで、石ぐらいならいいですけども、異物などで足を切ったりするとまた問題があるから、見ていないからわからないですが、事前に拾っておいた方が良くと思います。

【北島会長】 あと、田植えについて何かありますか。

【関委員】 去年、稲刈りのときに間違えているので、八小とか七小という標識は目立つように大きいものを立てて頂けるといいと思います。

【事務局】 北側にあったので南側に変えます。入り口に立てておきます。

【田中委員】 ひもを張ったりするのは前日準備ですか。

【遠藤（利）委員】 19日の苗取りをする時です。

【北島会長】 田植えについてはよろしいでしょうか。では、次へ行かせてもらいます。（3）第39回農業後継者顕彰事業の実施及び第59回企業的農業経営顕彰事業の実施について、よろしく願います。

【事務局】 24ページ目をご覧ください。まず、第39回農業後継者顕彰事業の実施について説明させていただきます。こちらは東京都農業会議から頂いた通知となっています。特に注意して頂きたい部分として、まず1点目、事業日程についての部分で、推薦の期限は7月31日（水）となっています。また2点目として、推薦にあたっての留意点のところ（1）推薦基準の追加・変更についての部分で①就農後年数についての要件の追加ということで、こちらの部分は推薦時点で候補者本人が本格的に就農してから3年以上経過していることが新しく要件に加われました。ただし、39歳の候補者については2年以上で推薦できることとなっています。ちなみに、本格的就農というのは年間150日以上農業に従事している状態のことを指しています。また、②の候補者の経営に関する要件の変更ということで「次のアカイのいずれかに該当すること」に変更となりました。アカイに関しては25ページをご覧ください。アに関しては、その対象者の家の年間農業収入（売上高）がおおむね500万円以上で、かつ農業部門で利益を生じていること、ただし、この収支を計算する際、家族に支払う給与は経費に含めないこととなっています。また、もう一方のイとしては、候補者本人が認定農業者または認定新規就農者であることとなっています。あるいは家族が認定農業者であり本人もいずれ認定農業者または認定新規就農者になることが見込まれることとなっています。また、（3）に関して、年齢が39歳以下であること、生年月日が昭和55年4月2日以降の方が対象となっています。また、3の一番下のその他の部分で、ご両親が亡くなられているなど、対外的には「後継者」ではなく「経営主」になられている方でも、年齢の要件等を満たしていれば本顕彰の対象となっています。以上についてご協議頂けたらと思います。よろしく願います。

【北島会長】 ありがとうございます。誰か候補者がいる地区はありますか。一番後ろに後継者の名簿が出ています。Aさんはどうですか。

【事務局】 本人に話すだけ言ってみましようか。

【北島会長】 打診してもらえれば。皆さんのほうから何かありますか。結構もらっている人が多いです。

【田中委員】 名簿の中でもらっている人は消していかないとわからないですね。

【北島会長】 もらっていない人のほうが少ないと思います。では、打診してもらって本人が大丈夫ならばAさんでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 申し訳ありません。39ページが東京みどり農業協同組合国立地区青壮年部就農年数一覧となっていますので、こちらもご覧頂けたらと思います。また、36ページから38ページも企業的農業経営顕彰受賞者・農業功労者表彰並び優秀農業経営表彰受賞者一覧表となっています。東京都農業会議の部分が後継者の部分に該当しますので、こちらもご覧頂けたらと思います。

【北島会長】 企業的経営者は、今年あたり誰かもらえそうな人はいらっしゃいますか。

【佐伯(達)委員】 確認ですけれども、今、Aさんの名前が出たのですが、顕彰事業の内容で25ページの年収500万円以上という規約があります。これは本人にきちんと述べてから、その本人の返事を聞いたほうが良いということですね。

【北島会長】 皆さん、どうでしょうか。

【佐藤委員】 その辺、他市はどうですか。

【北島会長】 他市の状況は分かりません。

【佐藤委員】 認定農業者ではあるのでしょうか。

【佐伯(雅)委員】 認定農業者ではないです。

(協議)

【北島会長】 Bさんはどうですか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、Bさんに打診してみます。

【事務局】 はい。

【北島会長】 企業的のほうは皆さんのほうで心当たりがある方がいたら、次回の総会までに出して頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 続いて(4)平成31年度新規就業奨励事業に係る新規就業者の推薦についてよろしくをお願いします。

【事務局】 こちらに関しては、前回の農業委員会総会において協議事項として上げさせて頂いた平成31年度新規就業奨励事業に係る新規就業者の推薦ということで、前回に引き続きご協議頂けたらと思います。よろしくをお願いします。

【北島会長】 これも難しいですね。あの方はだめなんですか。

【遠藤(利)委員】 まだ少し早いのかと思います。

【北島会長】 では、もし気がついた方があれば、事務局へ言ってもらえればと思います。よろしくをお願いします。その他、よろしくをお願いします。

【事務局】 その他ですが、前回、4月の農業委員会総会の活動記録カードの集計結果をまずご報告します。Aの「総会・全員協議会」が9件、Bの「農業委員会・農業会議」の会議・研修等1件、E

の「市民・学校教育との交流活動」2件、Fの「現地確認」3件、計15件となっています。

続いて4月の総会の議事録をお手元に置かせて頂いています。こちらについて、内容をご確認頂きまして、何かありましたら月曜日までにご連絡をお願いします。

続いて次回6月の総会の日程ですが、候補日として6月24日（月）、25日（火）、26日（水）を予定しています。この3日間で都合のいい日を決めて頂ければと思います。

（協議）

【北島会長】 では、26日をお願いします。

【事務局】 では、次回6月の農業委員会総会は6月26日（水）10時からで、場所も同じくこちらの委員会室となります。その他については以上になります。

【北島会長】 ありがとうございます。皆さんのほうから何かありますか。ないようでしたら総会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

——了——